

上板町地域生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。）第77条の規定に基づく地域生活支援事業（他に定めのあるものを除く。）の実施に関し必要な事項を定め、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことのできるよう、事業を実施することにより、障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 町長は、障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支援するために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 生活支援事業
- (4) 社会参加促進事業

(委託)

第3条 町長は、前条に掲げる事業の全部又は一部を適切な事業の実施が可能と認められる他の地方公共団体又は、事業所等（以下「委託事業所」という。）に委託することができるものとする。

(相談支援事業)

第4条 相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な援助を行うこととし、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 相談支援機能強化事業
- (3) 住宅入居等支援事業

2 相談支援事業は、障害者等又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとして、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助
- (2) 社会資源を活用するための支援
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介
- (7) その他障害者等の相談支援

3 相談支援機能強化事業は、前項の相談支援事業を円滑に実施するため特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置し、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

る。

- (1) 専門的な知識を必要とする困難なケース等への対応
- (2) 相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

4 住宅入居等支援事業は賃貸契約による一般住宅への入居を希望している障害者等に、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主との入居契約手続支援
- (2) 利用者の生活上の課題等に応じた、関係機関との連絡調整

(コミュニケーション支援事業)

第5条 コミュニケーション支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等を支援するため、手話通訳者の設置や、手話通訳者及び要約筆記者(以下「手話通訳者等」という。)の派遣を行い、コミュニケーションの支援を行うものとする。

(対象者及び要件)

第6条 手話通訳者等の派遣を受けることができる者は、障害者等で、手話通訳者等がいなければ、円滑な意思の疎通を図ることが困難な者とする。

2 派遣内容については、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 公的行事等への参加、若しくは社会参加等でコミュニケーションの支援が必要と認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、手話通訳者等の派遣が必要と認められるとき。

3 次の各号の一に該当する場合は、派遣を行わないものとする。

- (1) 宗教的行為及び特定の政治活動に関するとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) その他町長が適当でないと認めるとき。

(派遣区域)

第7条 手話通訳者等の派遣できる区域は、原則として徳島県内とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(申請)

第8条 手話通訳者等の派遣を受けようとする障害者等は、派遣を受けようとする日の7日前までに、委託事業所に申請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(生活支援事業)

第9条 生活支援事業は、障害者等に対し、日常生活上必要な訓練指導等を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的として、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 生活訓練事業
- (2) ボランティア活動支援事業
- (3) 福祉機器リサイクル事業

(4) ボランティア養成事業

- 2 生活訓練事業は障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。
- 3 ボランティア活動支援事業は、精神障害者等に対するボランティア活動に対して支援を行う。
- 4 福祉機器リサイクル事業は、不用になった福祉機器や、故障した福祉機器を集め、修理・消毒の上福祉機器が必要な障害者等に貸出しを行う。
- 5 ボランティア養成事業は、障害者が地域で生活するための支援者を育成するため、ボランティア養成講座を開催する。

(社会参加促進事業)

第10条 社会参加促進事業は、スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより障害者等の社会参加を促進することを目的として、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) スポーツ・レクリエーション教室開催事業

(2) 奉仕員養成研修事業

- 2 スポーツ・レクリエーション教室開催事業は、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため、スポーツ・レクリエーション教室を開催する。
- 3 奉仕員養成研修事業は、聴覚障害者等との交流活動の促進等を図るため、手話奉仕員養成講習会を開催する。

(利用料金)

第11条 本要綱に基づく地域生活支援事業の利用料金は、無料とする。ただし、福祉機器リサイクル事業の消毒費、運搬費、各種講座のテキスト代等の必要経費については利用者の負担とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。